（たばこ特別税に関する政令の一部改正）

第五条　たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の項の次に次のように加える。

国税通則法施行令	第四十六条第三号	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税
	第五十三条第二号	の罪	及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第二十一条第一項又は第三項（罰則）の罪

第五条の表国税犯則取締法施行規則（明治三十三年勅令第五十二号）の項を削る。

（たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第六条　たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（国税通則法施行令の適用の特例）

第三条　改正法附則第五十二条第十四項の規定の適用がある場合におけるたばこ税及び改正法附則第百五条第十一項の規定の適用がある場合におけるたばこ特別税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条第十四項（たばこ税に係る手持品課税）及び第百五条第十一項（たばこ特別税に係る手持品課税）の罪」とする。

（検察庁法施行令の一部改正）

第七条　検察庁法施行令（昭和二十二年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章の規定」に「調査、検査及び犯則の取締りの」を「犯則事件の調査に関する」に改める。

（検察庁法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正前の検察庁法施行令第二条第一項第十四号に規定する財務事務官の在職は、前条の規定による改正後の検察庁法施行令第二条の規定の適用については、同条第一項第十四号に規定する財務事務官の在職とみなす。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百五十七条第一項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号。附則第十二条及び第十四条において「旧国税犯則取締法」という。）第十四条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金は、改正法第八条の規定による改正後の国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金とみなす。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第十一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十六条第二項に規定する罪

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（以下この条において「新令」という。）第十二条第二項（第二十二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第二十二条第二項（改正法附則第百四十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪は、新令第十二条第二項第二十二号に掲げる罪とみなす。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十二号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十六条第二項に規定する罪

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第五条（第二十二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第二十二条第二項（改正法附則第百四十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪は、新令第五条第二十二号に掲げる罪とみなす。

（財務省組織令の一部改正）

第十五条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第九十二条第一号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

国税犯則取締法施行規則を廃止する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十三号

国税犯則取締法施行規則を廃止する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定の施行に伴い、この政令を制定する。

国税犯則取締法施行規則（明治三十三年勅令第五十二号）は、廃止する。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三